

訪問介護の持続可能性確保に向けた介護基本報酬の改善と、地域の実情に即した制度の適正化を求める意見書

訪問介護事業所が少なく、人材不足と高齢化が深刻化している本市においては、現在の介護報酬は、地域の在宅介護体制に大きな影響を及ぼすものとなっている。

国による2024年度の介護報酬改定では、訪問介護を含む全てのサービス種類・時間区分において単位数が引き下げられ、概ね2%強の減収となっているが、今後も基本報酬を引き上げる方向性は示されていない。

一方で処遇改善加算の拡充が進められているものの、加算は職員の給与に充てることが前提で用途が限定されており、取得要件も複雑で小規模事業所ほど不利となる。そのため、基本報酬の減収を補う仕組みとは言い難く、事業所の経営安定には必ずしもつながらない。加えて、基本報酬が下がれば処遇改善加算の算定額も連動して減少するため、加算の拡充が行われても、事業所にとっては人件費増額分を十分に補填できない可能性がある。

特に、本市のように利用者宅が広く分散し、移動時間が長くなりがちな地域では、移動に伴い稼働率が低下しやすい。結果として総報酬単位数が少なくなり、こうした不利がさらに大きくなる。加えて、事業所数が少ないことから集中減算の影響も受け、本市における訪問介護事業の安定的・持続的な運営が難しくなる懸念が生じている。

また、訪問介護は、一人で高度な判断を求められる専門職であり、継続的な学びと経験を通じた人材育成が不可欠である。しかし、その重要性に対して報酬が低く、責任の重さや精神的負担も外からは見えにくい状況にある。このような環境では介護職を志す人が増えず、人材不足とヘルパーの高齢化が一層深刻化し、地域の在宅介護体制を安定的に維持することが困難となっていく。

よって本市議会は、訪問介護の持続可能性を確保するため、国に対し下記の事項について、改善と地域の実情に即した制度の適正化を強く求める。

要望事項

1. 訪問介護事業所運営の土台である訪問介護基本報酬の改善を図ること

2. 小規模・零細事業所の実情に配慮した処遇改善加算の取得要件の緩和・簡素化を実施すること
3. 事業所数の少ない自治体への集中減算の廃止や、移動負担の大きい中山間地域への配慮と財政支援を拡充すること
4. 重度者支援に見合った報酬体系への見直しをすること
5. 人材育成および人材確保に向けた財政支援を拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月18日

韮崎市議会